

感感発0722第1号
令和6年7月22日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、令和6年厚生労働省告示第
244号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遗漏なきようお願いします。

記

1 改正の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において四種病原体等は施設基準、
使用基準等の規制を設けており、また当立入検査を拒む等の場合については
罰則規定を設けている等管理の徹底を図っているところである。一方、感染
症法第6条第25項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人
を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれ
がほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚
生労働省告示第200号。）によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制
対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第6条第25項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除する。

- インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルス（血清亜型が H5N1 であるものに限る。）A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022 (H5N1) (NIID—002)
- フラビウイルス属デングウィルス 2型 PDK-53 由来 TDV-2 株
- フラビウイルス属デングウィルス 2型 PDK-53 由来 TDV-2 株の prM 遺伝子及び E 遺伝子をデングウィルス 1型 16007 株由来のものに置換し、かつ、発現した TDV-1 株
- フラビウイルス属デングウィルス 2型 PDK-53 由来 TDV-2 株の prM 遺伝子及び E 遺伝子をデングウィルス 3型 16562 株由来のものに置換し、かつ、発現した TDV-3 株
- フラビウイルス属デングウィルス 2型 PDK-53 由来 TDV-2 株の prM 遺伝子及び E 遺伝子をデングウィルス 4型 1036 株由来のものに置換し、かつ、発現した TDV-4 株

2 適用期日

令和6年7月22日から適用する。